

第二二回

参第二二号

建設業法の一部を改正する法律（案）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第二項及び第三項」を「第二十条の二、第二十二条第二項及び第三項」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（国等の発注する建設工事の競争入札）

第二十条の二 国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本住宅公団若しくは地方公共団体が建設工事の請負契約をなす場合又は公共の利益に重大な関係がある建設工事で政令で定めるものの注文者が当該建設工事の請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付するときは、当該建設工事に係る予定価格の十分の八を下らない範囲内において当該建設工事の注文者が定めた最低落札価格（当該注文者が最低落札価格を特に定めない場合は、当該予定価格の十分の八に相当する価格）に満たない価格をもつてした入札は、他の法令の規定にかかわらず、無効とする。

2 前項の規定は、建設工事の請負契約についての競争入札で政令で定める軽微な建設工事に関するもの又は政令で定める特殊な方法によるものについては適用しない。

3 前二項の規定は、第一項に規定する者が、同項に規定する建設工事とその他の土木建築に関する工事とを一括したものの請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付する場合に準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

理 由

国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、地方公共団体等の発注する建設工事の施工の実情にかんがみ、これらの建設工事の請負を競争入札に付する場合において、最低落札価格に満たない価格による入札を無効とすることとし、もつてこれらの建設工事の適正な施工を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。